

そうすると、B子が住み慣れた自宅に暮らし続けたいと思って、自宅の相続を希望する場合、自宅はA男の遺産総額の2分の1を超えていますので、B子は預貯金を1円も相続できず、むしろC男に対して、代償金として500万円を支払わなければなりません。

またB子が何とか500万円を工面して、自宅を取得したとしても、預貯金は全額C男が取得しますので、B子としては今後の生活費が心配です。

2.【配偶者居住権が創設された理由】

しかし、第1でも説明した通り、高齢化によって、多くの場合、相続する時、既に配偶者も高齢に達していますので、高齢者が新たに住居を購入あるいは賃借することや、新しい環境に順応することは決して容易ではありません。

他方、高齢化によって相続時の子の年齢も上昇しており、既に経済的にも独立している場合が多く、よって、子の生活よりも配偶者の保護を考える必要があります。

そこで、改正相続法は「配偶者居住権」という新しい権利を創設しました。

配偶者居住権というのは、被相続人が亡くなった時、被相続人の配偶者が被相続人の有する建物に居住していたときは、そのまま無償で、終生住み続けることができる権利を言います(民法第1028条以下)。

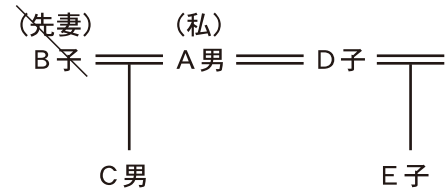
配偶者居住権は所有権そのものではなく、住むだけの権利です。したがって、所有権よりも価格が低くなります。Q1において配偶者居住権の価格を1000万円、配偶者居住権の負担付き所有権を2000万円だとすると、B子は配偶者居住権のほかに預貯金、1500万円を相続することができて、住む場所も、老後の生活費も確保できます。

Q2.妻も、子ども大事にしたい場合

A男の遺産

自宅 3000万円

預貯金 2000万円



私はB子と結婚し、C男に恵まれましたが、B子は若くして他界し、その後、D子と再婚しました。

D子も再婚で、前夫との間にE子がいます。

私もD子も年を取りましたので、私が亡くなった後、D子の暮らしが心配です。

そこで、私が亡くなった後も、D子には自宅で暮らし続けることができるようにしてやりたいのですが、この自宅は私が先祖代々から引き継いだものなので、D子が亡くなった後は、E子ではなく、C男に継がせたいと思っています。

何かいい方法はないでしょうか？

A. 住宅の所有権はC男、配偶者居住権はD子に遺贈すると遺言に書いておくと、あなたが亡くなった後もD子は自宅に住み続けることができますし、D子亡き後もE子が相続することはありません。

— 説明 —

3.【配偶者居住権の成立要件】

配偶者居住権は、配偶者が被相続人が亡くなった時、被相続人の所有する建物に住んでいた場合に、

- ①遺産分割協議
- ②遺贈
- ③死因贈与契約

によって成立します(民法第1028条第1項)。したがって、A男の死亡後、自宅の所有権